

住民税均等割のみ課税世帯給付金、
低所得の子育て世帯へのこども加算給付金申請書（請求書）

南風原町
受付印

南風原町長 宛

【誓約・同意事項】を全て確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者・請求者（世帯主）

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		令和5年度住民税 課税状況	
		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税	

2. 申請内容 ※該当するものにチェックしてください

<input type="checkbox"/> 住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金 【1世帯あたり10万円】	<input type="checkbox"/> こども加算給付金 【対象児童1人あたり5万円】
--	---

3. 申請者が属する世帯の状況

※令和5年12月1日時点の同一世帯の世帯員の状況を記載してください

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	こども加算 ※平成17年4月2日～令和 5年12月1日生まれの児童 で生計を同一にしている場 合○をしてください	令和5年1月1日時点の住所 【現住所と異なる場合の み】	令和5年度住 民税課税状況
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課 税 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 未申告
2			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課 税 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 未申告
3			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課 税 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 未申告
4			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課 税 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 未申告
5			大正・昭和・平成・令和 年 月 日			<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課 税 <input type="checkbox"/> 被扶養 <input type="checkbox"/> 未申告

(次ページにつづきます。)

4. こども加算給付金追加児童の状況

※令和5年12月2日以降に生まれた新生児や令和5年12月1日時点で別世帯で扶養している児童について記載してください

- 施設入所児童は、住民票上同一世帯であっても、こども加算の対象外です
- 別世帯で既にこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です

	(フリガナ)		続柄	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合、令和5年12月1日時点の住所を記載)
	氏名					
1				平成・令和 年 月 日	同居・別居	
2				平成・令和 年 月 日	同居・別居	
3				平成・令和 年 月 日	同居・別居	
4				平成・令和 年 月 日	同居・別居	
5				平成・令和 年 月 日	同居・別居	

5. 受取方法

受取方法について、以下のいずれか1つのチェック欄(□)に✓を入れてください

- ①下記の口座への振込を希望します。
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
- ②窓口での現金支給を希望します。
※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記にあわせて記入してください
金融機関コード	1.銀行 5.農協	本・支店	出張所	普通 当座		
	2.金庫 6.漁協					
	3.信組 7.信漁連	店番号				
	4.信連					

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記載ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※ 1 0		

(次ページにつづきます。)

【誓約・同意事項】

○均等割のみ課税

- (1) 住民税均等割のみ課税世帯給付金（以下「給付金」という）の支給要件(※)に該当します。
※支給要件：住民税非課税世帯への給付金（7万円）の給付対象者以外の世帯で、令和5年度住民税所得割が課税されておらず、令和5年12月1日時点において南風原町に住民登録がある。町外または町内の令和5年度住民税均等割課税者の扶養親族等（専従者含む）のみで構成された世帯ではない。
- (2) 世帯の中に、修正申告等により令和5年度住民税均等割又は所得割が課税となり、支給要件の対象外となった者はいません。世帯の中に、令和5年度住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- (3) 世帯の中に、租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課されていない者はいません。
- (4) 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) 町が支給決定を行った以降であっても、申請者の責めのいかんを問わず、振込不能等の事由によって令和6年9月17日までに支払が完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- (6) 本給付金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合、また、世帯の一員が、本給付金を受給していることが判明した場合には、本給付金を返還します。
- (7) この申請書は、町において支給決定した後は給付金の請求書として取り扱います。

○子ども加算給付金

- (1) 低所得の子育て世帯への子ども加算給付金（以下「子ども加算」という）の支給要件（※）に該当します。
※支給要件：住民税非課税世帯への給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）の受給対象であり、以下のいずれかに該当する。
ア：令和5年12月1日時点で同一世帯内に18歳以下の児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）がいる
イ：令和5年12月2日以降に生まれた新生児が同一世帯内にいる
ウ：世帯内の者が扶養している児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）が別世帯にいる
- (2) 既に本町または他市区町村で同趣旨の住民税非課税世帯への給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）に追加支給される子ども加算の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主を含む世帯ではありません。
- (3) 子ども加算の対象として申請するすべての児童は、他市町村において同趣旨の住民税非課税世帯への給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円）に追加支給される子ども加算の対象となっていません。
- (4) 上記住民税均等割のみ課税世帯給付金の誓約・同意事項の（4）～（7）に同意します。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯への子ども加算給付金申請書（本書）』
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1点の写し（コピー）
- 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「5. 受取方法」で「①」を選択した場合に必ず必要です。）
※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）
- 『別居監護申立書』（※別居の児童を申請する場合必ず必要です。）
※ 様式はホームページに掲載されています。
- 『児童の情報が記載された住民票（マイナンバーなし）の写し（コピー）』
※町から転出後に生まれた児童を申請する場合に必ず必要です。

※提出書類の添付漏れはありませんか？提出前に必ず確認をお願いします。

本申請の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名